

群馬県立長野原高等学校学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、群馬県立長野原高等学校（以下「学校」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(課程、学科、修業年限及び生徒定員)

第2条 学校の課程、学科、修業年限及び生徒定員等は、次のとおりとする。

課程	学科	生徒定員				男女別	昼夜別
		1 学年	2 学年	3 学年	計		
全日制	普通科	6 4	6 4	6 4	1 9 2	男女	昼

(通学区域)

第3条 通学区域は、全県一区とする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休業日)

第5条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始め休業日 4月 1日から 4月 7日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から 8月25日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月 9日まで

(6) 学年末休業日 3月23日から 3月31日まで

(ただし3月22日が、土曜の時は25日から、日曜の時は24日からとする)

(7) 群馬県民の日 10月28日

(8) 前各号に定めるもののほか、校長が特に必要と認めた日

(振替授業等)

第6条 校長は、特に必要と認めたときは、休業日と授業日とを振り替え、又は休業日に授業を行うことができる。

(臨時休業)

第7条 校長は、非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程及びその運営

(教育課程)

第8条 学校の教育課程は、別表1に掲げるとおりとする。

(授業終始の時刻)

第9条 授業終始の時刻は、次のとおりとする。

ホーム ルーム	第1校時	第2校時	第3校時	第4校時	第5校時	第6校時	清掃	ホーム ルーム
8:30～ 8:40	8:45～ 9:35	9:45～ 10:35	10:45～ 11:35	11:45～ 12:35	13:20～ 14:10	14:20～ 15:10	15:10～ 15:25	15:25～ 15:30

(教職員組織)

第10条 学校の教職員組織は、別表2に掲げるとおりとする。

(単位の認定)

第11条 校長は、生徒が学校の定める教育計画に従って教科・科目又は総合的な探究の時間（以下「科目等」という。）を履修し、その成果が科目等の目標又はねらいからみて満足できると認められるときは、その科目等について所定の単位を修得したことを認定する。

2 前項の単位の認定は、出席授業時数が年間総授業時数の3分の2以上の生徒について行うものとする。

3 校長は、特別の理由がある場合は、別に定めるところにより、補講その他適切な指導を実施した時数を前項の出席授業時数に加算することができる。

4 校長は、単位の修得を認定された者から請求があったときは、単位修得証明書を交付する。

(原級留め置き)

第12条 校長は、生徒のうち当該学年において修得すべき単位を修得しない者を、原級に留め置くことができる。

(卒業の認定)

第13条 校長は、学校所定の全課程を修了したと認めた生徒について、卒業を認定する。

2 校長は、卒業を認定した生徒に対して、卒業証書を授与する。

第4章 入学、留学、退学、転学及び休学等

(入学志願者の資格)

第14条 学校に入学を志願することのできる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者若しくは卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは修了見込みの者

(2) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は修了見込みの者

(3) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は修了見込みの者

(4) 文部科学大臣の指定した者

(5) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則により中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者

(6) その他校長が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学志願)

第15条 生徒の募集、選抜及び入学志願の手続については、群馬県教育委員会の定めるところによる。

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(編入学)

第17条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を許可される者は、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められる者とする。

2 校長は、前項の規定による編入学の許可を、前条の規定にかかわらず行うことができる。

(入学の手続)

第18条 入学を許可された者は、入学の日から7日以内に保護者及び保証人連署の誓約書並びに住民票の写しを校長に提出しなければならない。

(欠席及び忌引)

第19条 生徒は、欠席しようとするときは、欠席届を校長に提出しなければならない。この場合において、病気のため引き続き7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 忌引しようとする生徒は、忌引届を校長に提出しなければならない。

3 忌引日数は、次のとおりとする。

(1) 父母 7日

(2) 祖父母兄弟姉妹 3日

(3) 同居家族内の伯叔父母甥姪 2日

(4) その他の3親等および従兄弟従姉妹 1日

以上の日数は死亡の日を含むことを原則とする。

(留学)

第20条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、留学先の高等学校名、所在地、留学の理由及び期間を示し、保護者連署のうえ、留学願を校長に提出しなければならない。この際、留学先の高等学校の教育課程等の教育内容に関する書類及び留学先の高等学校長の発行した留学許可書又は入学許可書等を添えなければならない。

2 校長は、前項の留学願を適当と認めるときは、留学を許可することができる。

3 留学の終了した生徒は、保護者連署のうえ、留学終了届を校長に提出しなければならない。この際、留学先の高等学校長の作成した各教科・科目等の履修状況を示す書類を添えなければならない。

4 校長は、留学中の履修の状況を適当と認めるときは、留学先の高等学校における履修を学校における履修とみなし、第11条の規定を適用して、36単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

5 校長は、前項の単位の認定を、留学の期間が単一年度内の場合には、当該年度末において行うものとし、留学の期間が異なる年度にわたる場合は、学年の途中においても行うことができるものとする。

(休学)

第21条 生徒が病気その他やむを得ない理由のため3月以上引き続き出席できない場合は、その理由及び期間を示し、保護者連署のうえ、休学願を校長に提出しなければならない。この場合においては、医師の診断書等休学の理由を証する書類を添えなければならない。

2 校長は、前項の休学願を適当と認めるときは、休学を許可する。

3 休学の期間は3月以上、1年以内とする。

(休学の取消し)

第22条 休学中の生徒は、休学の理由がなくなったときは、その理由を示し、保護者連署のうえ、復学願を校長に提出しなければならない。この場合において、休学の理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 校長は、前項の復学願を適当と認めるときは、復学を許可する。

(休学期間の延長)

第23条 休学を許可された生徒が1年を経過し、なお出席できないときは、その理由及び期間を示し、保護者連署のうえ、校長に休学期間の延長を願い出ることができる。この場合においては、医師の診断書等休学期間延長の理由を証する書類を添えなければならない。

2 校長は、前項の願い出があったときは、その理由がやむを得ないと認められる場合に限り、1年を限って休学期間の延長を認めることができる。

(退学)

第24条 生徒が退学しようとするときは、その理由を示し、保護者及び保証人連署のうえ、校長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、その理由が病気であるときは、医師の診断書を添えなければならない。

2 校長は、前項の願い出を適当と認めるときは、退学願を受理する。

(再入学)

第25条 前条の規定により退学した生徒が再入学しようとするときは、保護者連署のうえ、再入学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の願い出を適当と認め、かつ、退学後1年以内の場合に限り、当該生徒を退学当時の在学年以下の学年に再入学させることができる。

3 第18条の規定は、再入学を許可された者に準用する。

(転学)

第26条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、保護者連署のうえ、転学願を校長に提出しなければならない。

2 他の高等学校から転入学を志望する者は、保護者連署のうえ、転入学願を校長に提出しなければならない。

3 校長は、前項の願い出を適当と認め、かつ教育上支障がない場合には、転入学を許可する。

4 第18条の規定は、転入学を許可された生徒に準用する。

(出席停止)

第27条 校長は、学校において予防すべき感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある生徒に対して出席を停止させることができる。

第5章 保護者及び保証人

(保護者及び保証人)

第28条 保護者は、次の各号に該当する者で、校長に対して生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。

- (1) 生徒の父母、兄姉、後見人又は縁故者
- (2) 成年者で独立の生計を営むもの
- 2 保証人は、独立の生計を営む成年者で、校長に対して保護者ととも生徒に関する一切の責任を負うことができるものでなければならない。
- 3 校長は、保護者又は保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。
- 4 校長は、保護者又は保証人が死亡し、又は第1項若しくは第2項に規定する要件を欠いたときは、改めてこれを選任させる。
- 5 保護者又は保証人に変更があったときは、改めて第18条に定める誓約書を提出しなければならない。

(住所、氏名等の変更の届出)

第29条 保護者は、生徒、自己又は保証人が住所又は氏名を変更したときは、速やかに校長に届けなければならない。

第6章 入学料等

(受検料)

第30条 学校に入学を志望する者、編入学を志望する者又は他の高等学校から転入学を志望する者は、群馬県立学校の入学料等に関する条例（昭和23年群馬県条例第18号。以下「条例」という。）に定める受検料を納付しなければならない。ただし、全日制の課程の入学願書を受理された者並びに群馬県立高等学校（通信制の課程を除く。）からの転入学者は、この限りでない。

- 2 受検料は、入学願書、編入学願書又は転入学願書に添えて、群馬県証紙又は払込書により納付するものとする。

(入学料)

第31条 入学、編入学又は転入学を許可された者は、入学、編入学又は転入学の当日までに入学料等条例に定める入学料を群馬県証紙又は払込書により納付しなければならない。ただし、群馬県立高等学校からの転入学者は、この限りでない。

(受検料及び入学料の不返付)

第32条 既に納めた受検料及び入学料は、いかなる事情があってもこれを返付しない。

(授業料等)

第33条 授業料等の徴収、減免及び還付等は、入学料等条例による。

第7章 賞罰

(ほう賞)

第34条 校長は、学業、人物、その他について優秀な生徒をほう賞することができる。

(懲戒)

第35条 教育上必要があると認めるときは、生徒を懲戒するものとする。

- 2 懲戒は、退学、停学、訓告、その他とする。
- 3 懲戒による退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
 - (4) 学校の秩序を乱し、又はその他生徒としての本分に反した者

第8章 雑則

(文書の経由)

第36条 生徒が校長に提出する文書は、すべて生徒のホームルーム担任教員を経由しなければならない。

(その他必要事項)

第37条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が定める。

附則

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 生徒が在学中に成年に達した場合、第二十条から第二十六条中「保護者」とあるのは、「保護者に準ずる者」と読み替えるものとする。